

TansoMiru 電力利用規約 新旧対照表

現行	改定
第7条（初期費用・利用料等） 1. 会員は、次の各号に掲げる別途当社の定める料金（以下総称して「本利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。なお、本利用料金に係る消費税は、会員が負担します。 (1) 初期費用（本個別サービス申込時の設定登録作業に付随して発生する料金） (2) 月額利用料金（別途当社が料金表で定める基準に従い、会員が指定した回線における電気使用の実績有無に関わらず、当社が提供した電力消費量のデータ数に応じて各月で発生する料金。月途中に個別契約が開始又は終了（終了等の事由を問いません）した場合であっても、日割計算による精算を行わず、月額利用料金満額が発生します。） (3) その他費用（回線申込手数料、回線不備申込手数料等を含み、詳細は料金表にて定めるものとします） 2. 当社は、料金表においてあらかじめ本利用料金の単価、基準及び詳細を定めます。なお、当社が受領した本利用料金は、いかなる場合も返還いたしません。 3. 当社は、当社が必要と判断する場合、本利用料金の単価及び詳細を変更することができるものとします。「TansoMiru利用規約」第20条（会員への連絡）で定めるいずれかの方法で、本利用料金を変更する場合、法令の範囲内で、あらかじめ、変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を会員に通知します。 4. 会員は、次の各号に定める方法により、当社に対し、本利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料等は会員の負担とします。 (1) 初期費用 本個別サービスへの登録が完了した後、初回分の月額利用料金の支払時期に、初回分の月額利用料金の支払方法と同様の方法により支払うものとします。 (2) 月額利用料金、その他費用 毎月末日を締め日として、当社が作成、送付した請求書に基づいて、翌月末日までに振込む方法により支払うものとします。 (略)	第7条（初期費用・利用料等） 1. 会員は、次の各号に掲げる別途当社の定める料金（以下総称して「本利用料金」といいます）を当社に支払うものとします。なお、本利用料金に係る消費税は、会員が負担します。 (1) 初期費用（本個別サービス申込時の設定登録作業に付随して発生する料金） (2) 月額利用料金（別途当社が料金表で定める基準に従い、会員が指定した回線における電気使用の実績有無に関わらず、当社が提供した電力消費量のデータ数に応じて各月で発生する料金。月途中に個別契約が開始又は終了（終了等の事由を問いません）した場合であっても、日割計算による精算を行わず、月額利用料金満額が発生します。） (3) その他費用（回線申込手数料、回線不備申込手数料等を含み、詳細は料金表にて定めるものとします） 2. 当社は、料金表においてあらかじめ本利用料金の単価、基準及び詳細を定めます。なお、当社が受領した本利用料金は、いかなる場合も返還いたしません。 3. 当社は、当社が必要と判断する場合、本利用料金の単価及び詳細を変更することができるものとします。「TansoMiru利用規約」第20条（会員への連絡）で定めるいずれかの方法で、本利用料金を変更する場合、法令の範囲内で、あらかじめ、変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を会員に通知します。 4. 会員は、次の各号に定める方法により、当社に対し、本利用料金を支払うものとします。なお、振込手数料等は会員の負担とします。 (1) 初期費用 <u>当社が作成、送付した請求書に基づいて、本個別サービスへの登録が完了した月の翌月末日までに振込む方法により</u>支払うものとします。 (2) 月額利用料金、その他費用 毎月末日を締め日として、当社が作成、送付した請求書に基づいて、翌月末日までに振込む方法により支払うものとします。 (略)
付 則 （本規約の発効） 本規約は下記のとおり、発効されました。	付 則 （本規約の発効・改定） 本規約は下記のとおり、発効<u>し、改定</u>されました。

TansoMiru 電力利用規約 新旧対照表

現行	改定
発 効 : 2025 年 2 月 1 日	発 効 : 2025 年 2 月 1 日 <u>改 定 : 2025 年 4 月 21 日</u>